

**横須賀市役所旧地下食堂  
スペースの利活用事業者募集要領**

令和元年10月  
横 須 賀 市

# 横須賀市役所旧地下食堂スペースの利活用事業者募集要領

## 【目次】

### I. 募集内容について

1. 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 旧地下食堂スペースの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 営業日・営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 使用許可・期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
6. 費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7. 運営に関する諸条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
8. 使用許可に関する諸条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### II. 応募について

1. 応募者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### III. 審査について

1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 審査主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. プレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# I. 募集内容について

## 1 趣旨

横須賀市役所本庁舎旧地下食堂スペース（以下「旧地下食堂スペース」といいます。）は、昭和 60 年に庁舎が新設されて以降、食堂として親しまれてきましたが、利用者の減少等により事業者が撤退し平成 31 年 2 月末に食堂は閉店しました。

この度、旧地下食堂スペースの用途を食堂に限定せず、幅広く「市民と市職員のための利活用」と「よこすか再興プランの推進」の観点から利活用する提案をしていただける事業者を、企画提案方式により募集します。

## 2 旧地下食堂スペースの概要

### (1) 所在地

横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 3 号館地下 1 階

### (2) 面積

216.401 m<sup>2</sup>（別紙 1 「旧地下食堂スペースの概要」参照）

## 3 コンセプト

「市民と市職員のための利活用」と「よこすか再興プランの推進」の観点から提案してください。

横須賀市ホームページの「よこすか再興プラン」をご参照ください。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/upi/jisshikeikaku/index.html>

## 4 営業日・営業時間

本市の開庁日及び開庁時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日の 8 時 30 分から 17 時までですが、企画提案を基に本市と協議の上、決定するものとします。

## 5 使用許可・期間

### (1) 使用許可

事業者による旧地下食堂スペースの利活用は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産目的外使用許可によります。

### (2) 期間

行政財産目的外使用許可期間は 1 年間ですが、事業者と本市の合意がある場合は 1 年ごとの更新を行う予定です。本市としては、営業内容や運営状況等によりますが、5 年程度の運営期間を想定しています。

なお、この期間には、開設に伴う工事、設備の設置、営業開始準備及び営業終了に伴う原状回復に要する期間を含むものとします。

## 6 費用負担

### (1) 使用料及び出店料

土地及び建物の行政財産目的外使用許可の使用料については、免除とします。  
出店料として、本市に納めることができる金額を提案してください。

### (2) その他の費用

#### ア 光熱水費・通信費

光熱水費及び電話代等の通信費は、事業者が全額負担するものとします。

#### イ 設備の費用

設備の設置、維持及び管理は事業者が行うものとします。

また、現有設備（厨房機器等含む。）は貸与可とします。

#### ウ その他費用

事業開始に関わる改装工事等の費用及び運営に関わる費用は、事業者が負担するものとします。

## 7 運営に関する諸条件

### (1) 運営方法

運営は、原則として、事業者の直営によることとします。

### (2) 設置工事

ア 事業者は、企画提案に基づき、自らの責任と負担において、営業に必要な設置工事を行うものとします。

イ 設置工事については、工事開始前に本市と設計及び施工上の協議・確認を行った上で実施してください。

ウ 本市は工事終了後に確認し、この確認をもって工事が完了したものとします。

### (3) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行ってください。

### (4) 清掃等

ア 清掃は、事業者自らが行き、常に清潔を保ってください。

イ すべて禁煙とし、灰皿の設置も不可とします。

## (5) 防災・防犯対策

- ア 営業に当たり、消防法等関係法規に定める事項について必要があれば、あらかじめ横須賀市消防局と協議を行ってください。
- イ 防犯対策を確実に実施してください。

## (6) その他

- ア 事業者は、改装工事、修繕等を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に本市の承認を受けるものとします。
- イ 旧地下食堂スペース外に移動式の看板やのぼりを設置する場合には、本市と協議を行うものとします。

## 8 使用許可に関する諸条件

### (1) 禁止事項

- ア 事業者は、旧地下食堂スペースを企画提案以外の用途に供してはなりません。
- イ 事業者は、旧地下食堂スペースの使用に係る権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れし、若しくは担保に供し、又は名義貸し等を行うことはできません。

### (2) 使用許可の取消し

事業者が、本要領に定める事項、庁舎管理者の指示する事項、使用許可の条件等を遵守しないときは、使用許可を取り消すことがあります。

### (3) 使用許可終了時の条件等

- ア 事業者は、使用許可期間が満了したとき又は8の(2)により使用許可を取り消された場合は、直ちに事業者の負担により使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。  
なお、その際、原状回復の範囲は本市と協議の上決めるものとします。
- イ アの場合、事業者は本市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。
- ウ 事業者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は、事業者の負担においてこれを行うことができるものとします。

### (4) 損害賠償

- ア 事業者は、旧地下食堂スペースの使用に当たり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- イ 事業者は、その責めに帰する事由により、旧地下食堂スペースの全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する額を損害賠償として本市に支払わなければなりません。

ただし、原状に回復した場合は、当該責任の全部又は一部を免除することがあります。

**(5) 定期報告**

ア 事業者は、毎年度終了後、前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、本市に提出してください。

イ この定期報告以外にも、本市から収支等の報告を求めることがありますが、事業者はその求めに応じなければなりません。

**(6) その他**

その他使用許可に関する諸条件については、本要領に定めるもののほか、本市の関係条例又は規則等の定めによるものとします。

## Ⅱ. 応募について

### 1 応募者の資格

応募者は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 募集の趣旨を十分理解し意欲があり、信義に従って誠実に履行できること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 公共の安全と福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全と福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。
- (6) 1回以上は現地の見学をしていること。

※見学は、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。

### 2 スケジュール

応募申込から事業者の決定までの一連のスケジュールは次のとおりです。

内容	期日
① 募集要領の配布	令和元年10月8日（火）
② 質疑書の提出締切	令和元年11月15日（金）
③ 応募締切	令和元年12月6日（金）
④ プレゼンテーションの実施	令和元年12月13日（金） 予定
⑤ 選考結果通知	令和元年12月下旬

※令和元年度内の営業開始を希望します。

### 3 応募手続

次のとおり応募申込の手続を行ってください。

#### (1) 募集要領の配布

配布期間	令和元年10月8日（火）～ 令和元年12月6日（金）
入手方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 横須賀市ホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/chika-space/01-bosyuu.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/chika-space/01-bosyuu.html</a></li><li>・ 横須賀市役所1号館5階 総務部総務課窓口でも配布します。</li></ul>

(2) 応募申込み

提出期間	令和元年 10 月 8 日 (火) ～ 令和元年 12 月 6 日 (金) 17 時まで
提出先	〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所 総務部総務課 総務・庁舎管理係あて
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は書留郵便による。
提出書類	<p>①<b>応募申込書</b> 別紙 2 「応募申込書」 参照</p> <p>②<b>登記事項証明書 (現在事項証明書)</b> 提出日前 3 か月以内に発行されたもの</p> <p>③<b>定款</b> 最新のもの</p> <p>④<b>決算書又は有価証券報告書</b> 直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書等</p> <p>⑤<b>納税証明書</b> 直近 3 年分の法人市民税と 法人税及び消費税・地方消費税 (その 3 の 3)</p> <p>⑥<b>資格・免許等の写し</b> 提案する企画の実施に必要な資格・免許等の写し</p> <p>⑦<b>企業概要</b> 会社の概要が分かるパンフレットなど</p> <p>⑧<b>事業概要</b> 事業経歴、事業内容等 ※企業概要に記載されている場合⑧は省略可</p> <p>⑨<b>企画提案書</b> 別紙 3 「企画提案及び配点一覧表」 参照</p>
提出部数	①～⑥ 各 1 部 ⑦～⑨ 各 8 部
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案書は、別紙 3 「企画提案及び配点一覧表」 の項目に沿って作成してください。</li> <li>・ 提出書類の差替えや追加資料がある場合は、必要部数を持参し、又は郵送してください。</li> <li>・ 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。</li> <li>・ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。</li> <li>・ 提出書類は、今回の選考以外の用途には使用しません。</li> <li>・ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。</li> </ul>



### (3) 質疑書の提出

募集要領に関する質疑については、次のとおり質疑書を提出してください。

提出期限	令和元年 11 月 15 日（金） 17 時まで
提出方法	E-mail により提出してください。 《送信先》 横須賀市総務部総務課アドレス ga-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp
提出様式	書式は任意とします。要領のページ番号、項目名等を指定し、 質疑内容を具体的に記述してください。
回答方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 質疑のあった事業者に返信メールで回答します。</li><li>・ 随時、質疑の概要をホームページに掲載します。</li></ul>

## Ⅲ. 審査について

### 1 基本的な考え方

選考に当たっては、提出された企画提案書の内容を基に別紙4「採点表」により審査を行い、事業者を選定します。

また、審査の結果、どの提案も基準点を満たさない場合は選定事業者なしとします。

### 2 審査主体

審査は、市の職員で構成する選考委員会が実施します。

### 3 プレゼンテーションの実施

審査に当たり、応募者全員にプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、不参加の場合には、応募を辞退したものとみなしますので注意してください。

日 時	令和元年 12 月 13 日（金） 予定
場 所	横須賀市役所 3 号館 3 階 301 会議室 予定
当日の流れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 事業者当たり 20 分以内で説明してください（別途質疑応答 10 分）。</li><li>・ プレゼンに引き続き 10 分程度の質疑応答を行います。</li><li>・ 集合時間等その他詳細については、事前に応募者へ連絡します。</li></ul>
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当日新しい資料等がある場合は、8 部持参してください。</li><li>・ 説明者は 1 事業者につき 3 名までとしてください。</li></ul>

### 4 審査結果

令和元年 12 月下旬頃に事業者を決定する予定です。審査結果については、全応募事業者に文書で通知します。なお、審査結果やその内容に関するお問合せには応じられませんのでご承知ください。

### 5 その他

次の場合には、選定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 決定から使用許可までの間に、事業者の資金事情の変化等により、設備の設置又は運営の履行が困難であると本市が判断した場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと市が判断した場合
- (3) 事業者が、要領 P 5 に示す応募者の資格要件に適合しなくなった場合

## **問い合わせ先**

横須賀市役所 総務部総務課 総務・庁舎管理係  
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

T E L 046-822-9666

F A X 046-822-7795

MAIL [ga-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ga-ga@city.yokosuka.kanagawa.jp)